

船舶事故調査報告書

平成29年6月1日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員行方不明
発生日時	不明（平成28年4月9日 10時00分ごろ～21時27分ごろの間）
発生場所	不明（和歌山県新宮市新宮港東方沖）
事故の概要	漁船桂漁丸は、無人で航行しているところを発見された。 桂漁丸は、船長が行方不明となった。
事故調査の経過	平成28年4月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が行方不明のため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 桂漁丸、1.7トン ME3-66049（漁船登録番号）、個人所有 8.80m (Lr) × 2.06m × 0.55m、FRP ディーゼル機関、76.00kW、不明
乗組員等に関する情報	船長 男性 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成15年11月28日 免許証交付日 平成25年5月27日 （平成30年11月27日まで有効）
死傷者等	行方不明 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風速 約1～2m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m、水温 約18℃ 日没時刻：18時22分
事故の経過	本船は、船長（以下「本件船長」という。）が1人で乗り組み、平成28年4月9日05時00分ごろ三重県紀北町矢口漁港を出港し、熊野灘を約6ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で南進していたが、10時00分ごろから新宮港東方沖約14.6海里（M）において左旋回を始めた。 本件船長の友人は、本件船長から和歌山県串本町串本漁港に17時00分ごろ入港するとの連絡を受けていたが、同時刻を過ぎても本船が入港しないので、17時17分ごろその旨を海上保安庁に通報し

	<p>た。</p> <p>通航船（貨物船498トン）は、熊野灘を約11knの速力で北東進中、船橋当直の航海士が、通航船の前路を右舷側から左舷側に向けて約0.5Mの距離で横切った本船が、徐々に左転して接近するのを認め、衝突の危険を感じて汽笛（短音）を鳴らし続けるとともに、右舵一杯を取って衝突を避けた。</p> <p>通航船の船長は、18時07分ごろ食事中に自船が鳴らす汽笛に気付いて後部甲板に出たところ、本船が、甲板上及び操舵室に人影が見当たらないまま接近した後、南進して遠ざかるのを認めたので、海上保安庁へその旨を通報し、海上保安庁から本船の船名及び登録番号の確認並びに巡視船艇が現場に到着するまでの間の追尾を依頼された。</p> <p>本船は、21時27分ごろ巡視艇乗組員が移乗して船内を調査し、無人であることが確認され、巡視艇により三重県尾鷲市尾鷲港までえい航された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船のGPSプロッターには、本船が熊野灘を南進中、新宮港東方沖において旋回を始めた航跡が記録されていた。</p> <p>漁業協同組合（以下「本件漁協」という。）担当者は、当時、串本町潮岬沖でかつおが豊漁であったので、本船がかつお一本釣り漁の目的で同沖に向かっていたのではないかと思った。</p> <p>本件船長は、和歌山県の沖合で操業したときは串本漁港で水揚げをしていた。</p> <p>本船の船体には、他船と衝突したような痕跡は認められなかった。</p> <p>本船の操舵室には、膨脹式救命胴衣のほかに本件船長が所持していた携帯電話（非防水型）、財布等が残されていた。</p> <p>本船は、舵が舵棒式で自動操舵装置がなかった。</p> <p>本件漁協担当者は、本件船長から持病がないと聞いており、本件船長の本事故当時の健康状態が良好のように感じた。</p> <p>本件船長は、海上保安庁の航空機、巡視船艇及び本件漁協の所属船により、捜索が行われたものの、発見されず、行方不明となった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>本件船長は、行方不明となった。</p> <p>本船は、矢口漁港を05時00分ごろ出港して熊野灘を南進中、10時00分ごろから左旋回を始め、21時27分ごろ巡視艇乗組員により無人であることが確認されたことから、この間において、本件船長が落水したものと考えられる。</p> <p>本件船長は、航行中に落水したものと考えられるが、落水するに至</p>

	った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が熊野灘を南進中、本件船長が落水したことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等による被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救命胴衣等の着用に努めるとともに、適切な着用を心掛けること。 ・防水型携帯電話を常に身につけ、落水した際の連絡手段を確保しておくことが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

